

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇. 〇月〇日付け徳島新聞記事（農林水産省の交付金事業を担う〇〇市の「〇〇広域協定運営委員会」工事代金〇〇〇万〇千円を着服した事件で、〇〇土地改良区理事長が、同年〇月〇日付けで退任。県に理事長退任及び変更届け改良法に基づく関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「理事長職務代理者選任届、理事長職務代理者届出票、退職願、令和〇年〇月〇日付け農山第〇〇号土地改良区の役員の退任公告について（通知）、定期第〇〇号令和〇年〇月〇日発行徳島県報、徳島県告示第〇〇号、令和〇年〇月〇日付け立案土地改良区役員の退任の公告について、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号土地改良区役員の退任の公告について、令和〇年〇月〇日付け〇〇土改第2号土地改良区役員退任届及び役員届出票（以下「本件書類」という。）」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年10月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類 別紙添付する。

(以下、別紙協議書内容)

〇〇第〇〇号（令和〇年〇月〇日付け）R〇. 〇月〇日付けの徳島新聞記事に〇〇土地改良区理事長が横領等をしていたのでR〇. 〇月〇日付けで退職届を県に提出しているが、土地改良法に基づく要項及び定款等の規約が示すものが開示されていない。理事長退任に関して（何日以内に選挙等）提出するのか。

国県市との事業途中の交代であり、改良法では事業の責任者の不正で辞任している。公金を横領している中で情報公開で、同改良区の定款及び職務規定関係の書類がないので、文書回答をお願いします。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇（以下「農林水産部〇〇」という。）は、審査請求人が公文書公開請求した書類を本件書類であると特定した。

書類に含まれる〇〇土地改良区役員の年齢は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から、条例第8条第1号により非公開とした。

また、〇〇土地改良区理事長の印影は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、条例第8条第2号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、あるべき書類別紙添付する。」と主張しているが、農林水産部〇〇は今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年10月12日	諮問
令和7年 2月20日 第3部会（第17回）	審議

同 年 3月19日 第3部会（第18回）	審議
-------------------------	----

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、「あるべき書類別紙添付する。」と主張しており、添付の協議書において、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関の弁明によると、本件書類のうち、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する非公開情報を除き全て公開しているとのことである。

審査請求人が主張する「あるべき書類」は、〇〇土地改良区の定款及び職務規定（以下「定款等」という。）であると解される。

本件請求は、土地改良法（昭和24年法律第195号。）の規定に基づき県に提出された理事長退任及び変更届に係る書類であると解されるところ、土地改良法において、退任した役員の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない旨の規定は定められているものの、役員の退任に際して土地改良区の定款等を都道府県に提出する旨の規定は定められておらず、当審査会としては、審査請求人が主張するあるべき書類は、本件請求の対象と認めることはできない。

以上により、実施機関の主張に不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号及び第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	